

四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室募集要項

四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、四條畷市子どもの習い事応援事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）を制定し、すべての子ども達の夢が叶えられるよう応援する趣旨から、経済的な理由により習い事を諦めることなく、就学援助の認定を受けた中学生の保護者を対象に、電子クーポンを交付し、文化・芸術教室、スポーツ教室、学習教室等の習い事にかかる費用の一部を助成する四條畷市子どもの習い事応援事業（以下「本事業」という。）を実施します。

つきましては、本事業において、教育委員会の発行する電子クーポンの利用を承諾いただけるサービス提供事業者を募集します。

（定義）

1 本募集要項における用語の定義は、次のとおりとします。

（1）サービス

学校の教育活動以外の場において提供される中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に定める学習指導、文化・スポーツ活動並びにこれらに準ずると教育委員会が認める学校外教育サービスをいいます。

（2）クーポン

登録教室が行うサービスの提供を受ける際に使用できる電子のクーポンをいいます。

（3）管理運用システム

クーポンを利用するために教育委員会が提供する電子システムをいいます。

（4）生徒

市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校または特別支援学校に在籍する中学1学年から中学3学年までの生徒をいいます。

（5）保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に生徒を監護し、かつ、当該生徒と生計を同じくしているものをいいます。

（6）利用者

クーポンを使用してサービスの提供を受ける生徒をいいます。

（7）受託事業者

教育委員会が事業の運営にかかる事務の一部を委託した事業者をいいます。

（8）登録教室

本事業の趣旨に賛同し、クーポンが利用できる習い事の教室として登録を行った文化・芸術教室、スポーツ教室、学習教室等をいいます。

（事業概要）

2 本事業の概要は、次のとおりとします。

（1）助成対象者の範囲

助成対象者は、四條畷市就学援助制度に基づき、認定を受けた中学生の保護者をいいます。

（2）クーポンの交付

助成対象者のうち、交付申請を行い、クーポンの交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に、クーポンを交付します。

(3) クーポン

ア 助成額

受給者1人当たり月額5千円とし、交付決定月から当該年度の3月までの月数分を乗じた額を助成額の上限とし、交付決定時に付与します。

イ 利用期間

交付日の該当月から当該年度の3月31日とし、利用期間内において、付与した助成額はどの時期においても使用できます。

ウ 交付方法

受給者に対して、登録教室が用意するスマートフォン等で読み取れる二次元コードが印字された媒体を交付します。

エ 登録教室への支払

教育委員会は、サービスの対価の全部または一部として、クーポンが利用された額を受託事業者から報告を受けて登録教室に支払います。

オ 使用上の注意事項

- (a) クーポンは、現金または金券との引き換えはできません。
- (b) 有効期限の切れたクーポンは使用できません。
- (c) クーポンは、交付された受給者本人しか使用できません。
- (d) 助成対象者の要件に該当しなくなったときは、クーポンの使用はできません。
- (e) クーポンを譲渡し、売買し、交換しまたは担保に供し、若しくは偽りその他の不正な行為により使用することはできません。
- (f) 改ざん、複製、システムトラブル等の正常でない方法でクーポンを取得することを禁止します。

(登録教室の申請)

3 登録教室の申請

クーポンを取り扱うには、登録教室申請手続きが必要です。

(1) 登録の条件

次の全ての要件を満たしていることを登録の条件とします。

ア 四條畷市子ども基本条例（平成28年1月1日施行）の趣旨を尊重するとともに、生徒が夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりの一翼を担う意思と意欲を持った民間の事業者（法人、任意団体または個人事業主等を含む）であること。

イ 事業の趣旨及び目的に賛同し、生徒の学習意欲の向上及び心身の健全な発達に寄与する良質なサービスを提供している事業者であること。

ウ クーポンの不正使用を防止し、事業の適正な運営を担うとともに当該サービスの利用に際して生徒の安全・安心及び健全な育成に相応しい環境を確保している事業者であること。

エ 生徒を対象とするサービスを有償で提供している実績を有している事業者であること。

オ 提供するサービスが、次のいずれかに該当する事業者であること。ただし、教材を販売するのみの通信教育サービスを除く。

(a) 教室型：特定の教室に生徒を集め、集団または個別に学習指導等を行う事業者であること。(例) 学習塾など

(b) 訪問型：登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して学習指導等を行う事業者であること（個人が自ら開業し保護者と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない。ただし、所得税確定申告書または個人事業の開業・廃業等届出書の写しが提出できる場合を除く。）。

(例) 家庭教師など

※教室型または訪問型については、社会通念上本市から通うこと、または生徒の自宅等に訪問する事が可能な範囲に限り可。

(c) 通信型：インターネット接続を用いて指導を行う、もしくは郵送等を用いて添削指導を行う法人事業者であること（教師等を紹介し、個人契約を斡旋する形態は含まない。）。

(例) オンライン学習塾、オンライン家庭教師等など

※通信型においては、日本国内に事業所を有していること。

※通信型の登録には、別途確認や調整等が必要となりますので、申請をお考えの際は事前にお問い合わせください。

カ 提供するサービスが、特定の個人や団体のみを対象とせず、広く参加を募っていること。

キ サービスの対価として徴収する費用が、回数や時間数などの単位で明瞭に設定され、それが明示されていること。

ク 名簿、出席等の記録が整備され、児童生徒の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること。また、家庭教師等の訪問によるサービス提供を行う事業者はこれらに加え、事業者と教師等が締結する契約書等の管理が適切に行われていること。

ケ 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること。

コ 個人情報の保護について万全を期していること。

サ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

シ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者若しくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としないこと。

ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が事業者等の中にいないこと。

セ 公序良俗に反する活動をしていないこと。

ソ 受給者から徴収したサービスの対価を、企業会計原則に基づき経理処理を行い、税法上の税務申告を行っていること。

タ 事業実施要綱及び本募集要項並びに関係法令を遵守すること。

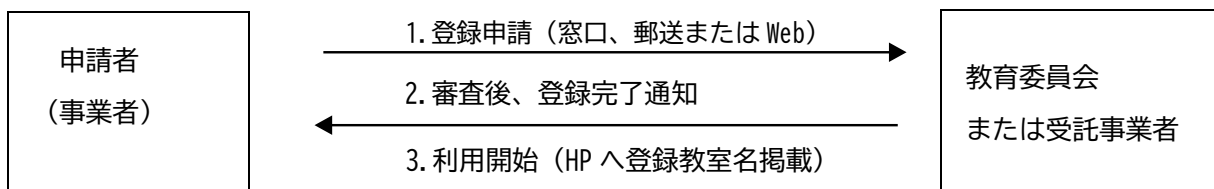
対象となる習い事等の主な分野と例

区分	主な分野（例）
学習教室	学習塾、家庭教師、オンライン学習塾、オンライン家庭教師、その他学習教室
文化・芸術教室	ピアノ、その他音楽、習字・書道、そろばん、パソコン・プログラミング、英語塾・英会話教室、その他語学教室、美術、調理、手芸、工作、その他文化・芸術教室
スポーツ教室	水泳、ダンス、体操、バレエ、陸上、柔道、空手、剣道、サッカー、バスケットボール、バレーボール、野球、テニス、卓球、バドミントン、ラグビー、その他スポーツ教室

その他体験活動	自然体験、その他体験活動等で、教育委員会が認めるもの ※対象外の体験活動の例 (1)直接的な体験を伴わない受動的行為 (映画鑑賞・ヒーローショー等) (2)遊戯的行為 (遊園地・ゲームセンター等) (3)日常生活上の行為 (美容・理容・銭湯等)
---------	---

(2) 登録申請から利用開始までの流れ

登録申請から利用開始までは下記のフローとなります。



①登録申請

必要書類をご準備のうえ、教育委員会教育長に提出してください。提出方法は、3(3)にて指定する窓口、郵送またはWebフォームです。なお、同一事業者で複数の教室を登録する場合、教室単位で登録申請が必要となります。ただし、追加で登録する場合、重複する書類の提出は不要です。

②必要書類

法人	①	四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室申請書(様式第1号)
	②	サービス内容及び費用が記載された文書(チラシ・パンフレット等)
	③	法人の登記簿謄本または登記事項証明書 【写し可/発行後3箇月以内のもの】
	④	振込先銀行通帳の1ページ目(振込先の銀行・支店・口座番号・名義人が全て記載されているページ)の写し 名義人：法人名義または法人名及び法人代表者名義

任意団体	①	四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室申請書（様式第1号）
	②	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
	③	団体の規約等
	④	役員名簿
	⑤	直近の法人税納税証明書その2
	⑥	事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書その2の提出が困難な場合は、次の書類を提出 ・収益事業開始届出書の写し ※収益事業のない場合は不要 ・その他教育委員会がサービスの実態を確認できると認めた書類
	⑦	振込先銀行通帳の1ページ目（振込先の銀行・支店・口座番号・名義人が全て記載されているページ）の写し 名義人：団体代表者名義または屋号並びに団体代表者名義

個人 事業主	①	四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室申請書（様式第1号）
	②	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
	③	直近の所得税確定申告書の写し （第一表と第二表（控）の写し） ※納税手続を e-Tax で行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの ※納税手続を税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次の書類を提出 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し ・その他教育委員会がサービスの実態を確認できると認めた書類
	④	振込先銀行通帳の1ページ目（振込先の銀行・支店・口座番号・名義人が全て記載されているページ）の写し 名義人：申請者名または屋号並びに申請者名義

※提出書類にマイナンバーが記載されている場合は、判別できないようにしたうえで提出してください。

(3) 提出方法

窓口、郵送または Web フォームによりお申し込みください。

①登録教室申請 Web フォーム

QR コードまたは URL から登録フォームを開いてご入力ください。

<https://logoform.jp/form/oZYA/1532538>



②提出先（窓口、郵送）

送付の際は、登録申請書類に重要書類が含まれるため、簡易書留等の配達確認が取れる方法で送付してください。

<送付先>

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市教育委員会青少年育成課あて
※封筒には、「子どもの習い事応援事業登録教室申請書」在中と記載してください。

（4）提出に関する注意事項

登録申請の入力内容に不備、不足等がある場合は、登録の審査に時間を要することがあるため、十分に確認のうえ、提出してください。登録申請書類の記入等に関する質問または相談は、以下問い合わせフォームよりお問い合わせください。

https://www.city.shijonawate.lg.jp/form/detail.php?sec_sec1=39&check

（5）登録申請からサービス提供まで

登録申請は随時受け付けています。登録申請を行い、登録決定された場合は、登録決定月の利用分からクーポンを取り扱うことができます。

ただし、書類に不備、不足等がある場合や、「4（1）登録申請時の調査」を行う場合は、この限りではありません。

（訪問調査）

4 訪問調査の実施

登録申請を行う教室及び登録教室は、下記調査に協力しなければなりません。

（1）登録申請時の調査

教育委員会は、登録申請書類の受付後、登録申請書記載内容等の確認のため、サービスを提供する場所等を訪問し、必要な調査を行うことがあります。

（2）登録後の調査

教育委員会は、必要に応じ登録教室に対して、利用者のサービスの利用状況、登録教室が利用者に提供しているサービスの内容の確認または本事業の改善、効果の測定のため、登録教室を訪問し、必要な調査を行うことがあります。

本調査のため、教育委員会は登録教室に対して、利用者の名簿、サービス申込書、その他資料の閲覧及び提出を求めることがあります。

（登録の流れ）

5 登録教室の審査・登録

（1）登録の流れ

登録申請に対して審査を行い、要件を満たすと判断した場合は、「四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室決定通知書（様式第2号）」を原則メールにて通知するものとします。（取扱開始月は、登録決定通知書に記載しています。）登録教室の情報は、利用者及び保護者に周知するため登録教室リスト等に掲載します。

（2）登録を認めない場合

登録を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録教室として認めないものとし、「四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室却下通知書（様式第3号）」によりその旨を通知します。

ア 登録申請書類の内容に虚偽、その他不実記載が認められたとき。

- イ 登録申請書類に記載漏れ、その他の不備が認められたとき。
- ウ 事業実施要綱、本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）。
- エ 事業実施要綱、本募集要項に定める条件を満たさないとき。
- オ 「4 訪問調査の実施」に規定する調査実施の結果、「3（1）登録の条件」を満たしていない場合や登録申請を行う事業者及び登録教室（その関係者を含む。）による次の行為が確認されたとき。
 - (a) 脅迫的言動、暴力行為、他人の名誉・信用に対する毀損行為
 - (b) 偽計または威力を用いた業務妨害行為
 - (c) 不当要求行為

(3) 登録内容の変更または辞退等

登録内容を変更する場合は、以下の方法により、教育委員会教育長に「四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室変更届（様式第4号）」を提出してください。提出があった際は、「四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室変更届受理通知書（様式第5号）」により通知します。

また、登録教室としての登録を辞退する場合は、「四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室辞退届（様式第6号）」を教育委員会教育長に提出してください。「四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室取消通知書（様式第7号）」を通知いたします。

届出がなかったことにより、教育委員会及び受託事業者からの通知、送付書類、教育委員会からの振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに登録教室に到着したものとみなします。また、この場合において、教育委員会及び受託事業者からの通知、送付書類、振込金等の受領に関し、登録教室と第三者との間で紛争が生じた場合、登録教室は自らの責任において解決するものとし、教育委員会及び受託事業者の責によらずに延着または不到着の事態が生じた場合も同様とします。

窓口、郵送または Web フォームにより提出してください。

ア 登録教室変更届 Web フォーム

QR コードまたは上記 URL から登録フォームを開いてご入力ください。

<https://logoform.jp/form/oZYA/1558652>



登録教室辞退届 Web フォーム

QR コードまたは上記 URL から登録フォームを開いてご入力ください。

<https://logoform.jp/form/oZYA/1558654>



イ 提出先（窓口、郵送）

送付の際は、登録申請書類に重要書類が含まれるため、簡易書留等の配達確認が取れる方法で送付してください。

<送付先>

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市教育委員会 青少年育成課あて
※封筒には、「子どもの習い事応援事業登録教室変更届（辞退届）」在中と記載してください。

(4) その他

登録教室は、教育委員会が当該事業者の提供するサービスの内容、安全性その他品質を保証したのではなく、利用者に対して、教育委員会がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘導を行うことはできません。

(登録期間)

6 登録の期間

登録の期間は、登録決定日から当該年度の3月末までとします。ただし、満了日から起算して1箇月前までに教育委員会より本事業を終了させる旨の通知がない場合は、さらに1年間、登録の期間を延長するものとし、それ以後も同様とします。

(登録の取消)

7 登録教室の取消し

(1) 登録の取消し

登録教室が、次のいずれかの事由に該当するときは、教育委員会は登録教室に対し、直ちに登録教室としての登録を取り消すことができるものとします。登録を取り消す場合、「四條畷市子どもの習い事応援事業登録教室取消通知書(様式第7号)」にて通知します。なお、これにより教育委員会に損害が生じた場合、登録教室は損害を賠償しなければなりません。

ア 登録申請書類の記載事項または「5登録教室の審査・登録」に示す変更届等で届出事項を偽って記載したことが判明したとき。

イ 「3教室の登録申請」に定める登録の条件を満たさなくなったとき。

ウ 政治または宗教教育を行い、クーポンによりそのサービスの対価の支払を受けたとき。

エ 登録教室の代表者若しくはその従業員等、その他登録教室の関係者が割賦販売法(昭和36年法律第159号)、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)、消費者契約法(平成12年法律第61号)その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、教育委員会が登録の取消しが相当と判断したとき。

オ 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき。

カ 「5登録教室の審査・登録」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて勧告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき。

キ 「11クーポンの利用に関する原則」に反し、教育委員会に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて勧告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき。

ク 「15地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、登録教室の地位を第三者に譲渡したとき。

ケ 受給者等からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、教育委員会が登録教室として不適当と認めたとき。

コ 登録教室が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に教育委員会から連絡できないとき。

サ クーポンの利用実績に疑義があり、教育委員会が登録教室として不適当と認めたとき。

シ 登録教室が受給者の換金行為に加担するなど、不適切な受給者等へのサービス提供を行っているとして教育委員会が判断したとき。

ス 登録教室の故意、過失の有無にかかわらず、「16個人情報等の保護等」に示す個人情報等が第三者に提供、開示され若しくは漏洩する事故が生じたとして教育委員会が判断したとき。

き。

セ 登録教室が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者、受給者または第三者に重大な損害を与えたとき。

ソ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が登録教室の中に存在すると判明したとき。

タ 登録教室（登録教室の代表者その他登録教室の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、若しくは、風説を流布し、偽計または威力を用いて教育委員会の信用を毀損し、または教育委員会の業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき

チ その他事業実施要綱及び本募集要項に違反したとき。

(2) 登録取消し後の処理

登録教室は、登録取消し後、直ちに、登録教室の負担において登録教室であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消し後に受給者よりクーポンの利用の申込みがあった場合には、これを拒絶するとともに、当該受給者に対して登録教室としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

(情報公開)

8 登録教室情報の公開

教育委員会は、登録教室名、所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、利用者及び保護者に周知するため、登録教室リスト等に掲載する他、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

(クーポンの有効性)

9 クーポンの有効性の確認

(1) 登録教室は、受給者からクーポンを受け取る際、善良な管理者の注意をもって、クーポンの有効性を確認しなければなりません。

(2) 登録教室は、クーポンの偽造、変造を発見した場合、速やかに受託事業者はその旨を連絡するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

(3) クーポンの偽造、変造が発覚した場合、受託事業者は登録教室に管理運用システム上で連絡することとし、その連絡以降、登録教室は、より厳重な注意をもってクーポンの有効性を確認しなければなりません。

(4) クーポンの偽造、変造及びその他不正利用により生じた損害について、教育委員会はこれを賠償する責を負いません。

(5) (4) に該当する場合、教育委員会は「13 クーポンの利用、実績確認及び支払」に定める登録教室への支払について、支払の留保または取消しをすることができるものとします。

(資格喪失)

10 クーポンの無効及び受給者の資格喪失

教育委員会は、クーポンの偽造、変造、紛失及びその他クーポンの適正な利用を妨げる事案が生じた場合、特定のクーポンを無効にすることができるものとします。また、受給者が事業実施要綱に規定する要件に該当しなくなった場合、教育委員会は受給者としての資格を喪失させることができることとします。

(クーポンの利用原則)

1.1 クーポンの利用に関する原則

- (1) 登録教室は、受給者からクーポンの利用を求められた場合「1.4 クーポンの利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なくクーポンの利用を拒否してはなりません。
- (2) 登録教室は「1.4 クーポンの利用の拒否」に定める理由でクーポンの利用を拒否した場合、速やかに受託事業者にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (3) 登録教室が提供するサービスは、クーポンを利用する利用者以外の児童に提供するサービスと同一の内容とします。
- (4) 登録教室が提供するサービスは、事業の利用者のみを対象とするものではなく、広く利用を募っていることが必要です。
- (5) 登録教室がクーポンを利用する利用者に提供するサービスに係る料金は、クーポンを利用しない児童に同一のサービスを提供する場合における料金と同一またはそれ未満の料金に設定する必要があり、クーポンを利用する利用者に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。
- (6) 登録教室は、教室の利用者に対し、月謝等の一部または全部を返還するキャッシュバックキャンペーン等を行う場合や販売体験等において売上の一部が利用者等に支払われる場合は、その額からクーポン利用した額を控除した額で支払うことが必要です。

(クーポンの利用範囲)

1.2 クーポンの利用範囲

(1) クーポンを利用できる費用

クーポンを利用することができる費用は、登録教室においてサービスの提供を受けるため必要となる次に掲げる費用とします。

ア 初期費用（入会金、入塾テスト代等）

イ 月謝、受講料

ウ 試験料、学力テスト料その他これらに準じるもの

エ 通信費用

オ 道具、教材、教具代

カ ユニフォーム、制服代

キ その他、教育委員会が認めるもの

※登録教室に支払うものに限る。

※入会金や月謝等を設けず、都度参加費を徴収するような連続性のない単発イベント等においては、1,000円（税込）以上の経費に限る。

(2) クーポンを利用できない費用

次の費用にクーポンを利用することはできません。

ア 登録教室以外の事業者を支払う費用

イ サービスを利用するために必要でない物品の費用

ウ 登録教室が提供したサービスの費用のうち、事業実施要綱または本募集要項が定めるサービス以外にかかる費用

エ 次のいずれかに該当する費用。ただし、サービス提供において必要不可欠な費用であると教育委員会が認める場合は除く。

(a) 直接的な体験を伴わない受動的行為

(b) 遊戯的行為

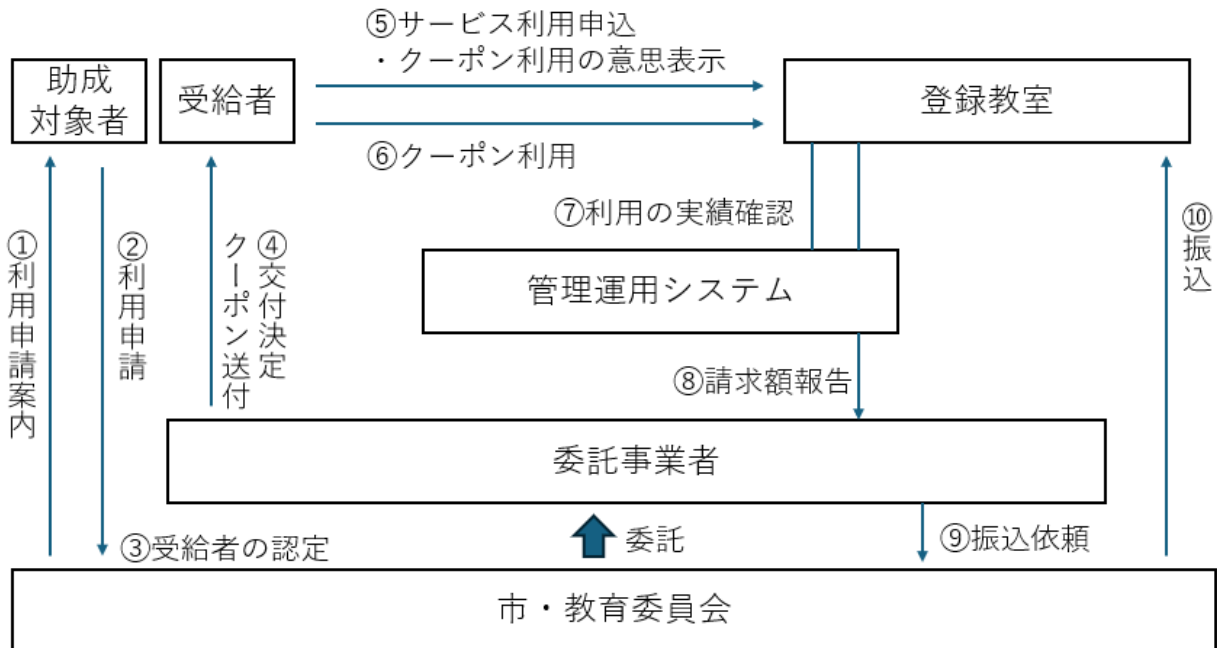
(c) 日常生活上の行為

- オ 連続性のない単発イベント等における 1,000 円（税込）未満の費用
- カ 親子参加型イベント等において、受給者と利用者の料金の内訳が明示されていない費用
- キ その他、教育委員会が不相当と認める費用

（クーポンの利用から支払まで）

1.3 クーポンの利用、実績確認及び支払

（1）クーポンの流れ



- ① 教育委員会から助成対象者に利用申請の案内を送付します。
- ② 助成対象者が教育委員会に利用申請を行います。
- ③ 教育委員会が利用申請を受理し、受給者の認定を行います。
- ④ 受託事業者が受給者へ二次元コードを印字したクーポンと事業案内資料を送付します。
- ⑤ 受給者が利用したいサービスを選び、直接、登録教室にサービスの申込みを行います。その際、クーポンを利用する旨を登録教室に申し出ていただきます。
 ※習い事の申込みは、⑤より前に行われることがあります。
 ※本事業は習い事の申込みには関与しません。申込みは登録教室、受給者の当事者間で行ってください。
 ※本事業の特性上、クーポン利用の意向確認は慎重にお願いします。受給者からの利用意向の意思表示を待つことが基本となります。
- ⑥ 受給者がクーポンを登録教室に提示し、登録教室が読み込む事でクーポンを利用します。
- ⑦ 登録教室は管理運用システムで、クーポン利用実績、金額等を確認します。
- ⑧ 登録教室は受託事業者に対し、管理運用システムにより請求額を報告します。
- ⑨ 受託事業者は、登録教室から報告された請求額とクーポンの照合等を行い、教育委員会に登録教室からの請求額を報告します。請求額確定後、教育委員会は登録情報（代表者名や指

定口座等)に基づき請求書データを作成し、登録教室の請求書として取り扱うことに、登録教室はあらかじめ同意するものとします。

※本事業では受給者以外のクーポン利用を禁止しています。必ず登録教室の利用者の保護者とクーポンの利用者が同一人物であることを確認ください。受給者名や金額に間違いがある場合、その他覚えのない実績が計上されている場合は、速やかに受託事業者へ連絡ください。

⑩ 四條畷市会計管理者から各登録教室へ振り込みます。

(2) 振込手数料

振込手数料は教育委員会が負担します。

(3) 支払の留保・取消し

登録教室が次のいずれかに該当するおそれがあると教育委員会が認めたときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以後、教育委員会が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保し、また、次のいずれかに該当すると教育委員会が認めるときは、登録教室に対し、クーポンの利用に係る請求の支払を行わないものとします。

また、これらの費用が支払済みの場合には、登録教室は、教育委員会からの請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

ア 登録教室においてクーポンの不正な取扱があるとき。

イ 登録教室が行ったクーポンの利用に係る請求が正当なものでないとき、または請求書等記載内容に不実不備があるとき。

ウ 「10クーポンの無効及び受給者の資格喪失」、「14クーポンの利用の拒否」に反して、利用者にサービスを提供し、クーポンによりそのサービスの対価の支払を受けたとき。

エ 登録教室の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難なとき。

オ 「7登録教室の登録の取消し」により登録教室の登録を取り消した日以後に、利用者にサービスを提供し、クーポンによりそのサービスの対価の支払を受けたとき。

カ その他、利用者へのサービスの提供が、事業実施要綱及び本募集要項のいずれかに違反して行われているとき。

※支払の留保後に当該留保事由が解消し、教育委員会が当該留保金の全部または一部の支払を相当と認めた場合には、教育委員会は登録教室に対し、当該金銭を支払うものとします。なお、この場合、教育委員会は登録教室に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとします。

(クーポンの利用の拒否)

14 クーポンの利用の拒否

登録教室は、次のいずれかに該当するとき、クーポンの利用を拒否するとともに、直ちに受託事業者へ連絡し、教育委員会及び受託事業者の指示に従うものとします。

(1) 明らかに偽造、変造と判断できるクーポンの提示を受けたとき。

(2) クーポンを提示する者が明らかに不審であると思われるとき。

(3) その他、クーポンの利用等について不審があると思われるとき。

(登録教室の地位の譲渡等)

15 地位の譲渡、債権の譲渡の禁止

登録教室は、登録教室としての地位を第三者に譲渡したり、登録教室の教育委員会に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりすることはできません。

(個人情報保護)

16 個人情報の保護等

登録教室は、次に定めるとおり、利用者及び保護者の個人情報及び本事業の利用者であることを示す情報(以下、「個人情報等」という。)を保護しなければなりません。

- (1) 登録教室は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者及び保護者に関する個人情報等を厳重に保管し、法令等に基づき請求された場合を除き、第三者に提供、開示または漏えいしてはなりません。
- (2) 個人情報等は、利用者にサービスを提供する目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに登録教室の責任において当該個人情報等を破棄または消去しなければなりません。
- (3) 登録教室は、個人情報等の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨を踏まえ、自らの義務において、個人情報等の漏えいや滅失、第三者による改ざん・破棄等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置講じて保管、管理しなければなりません。
- (4) 登録教室は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報等が第三者に提供、開示され、若しくは漏えいする事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければなりません。
- (5) 教育委員会は、登録教室に(4)の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、当該登録教室に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、登録教室はこれに応じなければなりません。
- (6) 登録教室は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査の上、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を教育委員会に報告しなければなりません。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、登録教室の負担にて行うものとします。
- (8) 登録教室の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、保護者、教育委員会または第三者に損害が生じた場合、登録教室は当該損害につき賠償する義務を負います。
- (9) 登録教室は、自己の従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- (10) 本募集要項に定める個人情報等に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

(紛議等の解決)

17 利用者等との紛議等の解決

- (1) 登録教室は、サービスの内容、勧誘方法、公告方法、提供方法、その他の事由により利用者、保護者または第三者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者、保護者または第三者との間で紛議等が生じた場合、登録教室の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 登録教室は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者、保護者または第三者に損害を与えた場合、登録教室の責任において解決するものとします。
- (3) (1) 及び (2) の場合、教育委員会は一切の責任を負わないものとします。

(損害賠償)

18 損害賠償責任

登録教室が、事業実施要綱及び本募集要項に違反した結果、教育委員会、受託事業者またはその他の第三者に損害が生じた場合、登録教室は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

付 則

この要項は、令和8年4月27日から施行する。